

茨城県報

第5485号

昭和42年3月16日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告 示

	ページ
●生活保護法による医療機関の指定……………	1
●国民健康保険療養取扱機関の申出受理……………	2
●保険医療機関及び保険薬局の指定……………	2
●青果物市場開設の許可……………	6
●ニューカッスル病予防の移入禁止区域等 指定の一部改正……………	6
●家畜伝染病の発生転帰……………	6
●ニューカッスル病予防の移動禁止区域等 指定の一部改正……………	6
●豚コレラ予防指定の一部改正……………	7
●櫛戸地区土地改良事業の縦覧……………	7
●守谷町大野土地改良区定款変更の認可……………	7
●生子萱土地改良区定款変更の認可……………	7
●西代第二地区土地改良事業の認可……………	8

●内浦地区土地改良事業の認可……………	8
●柳浦地区土地改良事業の認可……………	8

(公安委員会)

●道路の通行禁止、制限その他の交通規制 の一部改正……………	8
-----------------------------------	---

公 告

●地籍調査の成果認証……………	13
●土地立ち入り測量(2件)……………	14
●土地区画整理審議会委員の選挙期日……………	15
●公債証券償還……………	16

雑 報

●市町村長の当選……………	17
---------------	----

告 示

茨城県告示第347号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定した。

昭和42年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

区分	指定 番号	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者の 氏 名	指 年 月 日 定 日
医科	1485	加 畑 外科医院	水戸市千波町2867	外科, 内科, 皮膚 泌尿器科, 放射線 科, 肛門科	加畑 高 禎	昭和 42. 3. 1
〃	1486	山 村 医 院	竜ヶ崎市佐貫町 672	眼 科	山村 好雄	〃
〃	1487	横 須 賀 医 院	那珂郡那珂町菅谷 3341	内科, 外科, 産婦 人科	横須賀洋一	〃

茨城県告示第348号

次のものは国民健康保険法第37条第3項の規定により、国民健康保険療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるので療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項の規定により公示する。

昭和42年 3 月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

機 関 名	所 在 地	申出受理年月日
香 取 医 院	古河市大字東581	42. 1. 4
秋 葉 診 療 所	〃 大字古河6277	42. 3. 1
宮 本 医 院	竜ヶ崎市入地町182—4	〃
大 川 原 〃	北茨城市中郷町小野矢指179の4	42. 2. 1
中 村 〃	那珂湊市東塚原696	42. 3. 1
千 波 診 療 所	水戸市千波町1799の10	〃
片 野 外科胃腸科医院	水海道市橋本町3571	42. 2. 1
荒 蒔 歯 科 医 院	日立市金沢町大字杉西1887の2	42. 3. 1

茨城県告示第349号

健康保険法第43条の3第1項の規定により次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定した。

昭和42年 3 月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

医 科

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	開設者又は 代表者	指定申請の事由	点数表	採用期限
古医 52 42. 1. 4	香 取 医 院	小兒, 内, 耳鼻	古河市大字東581	香 取 都	新 築 移 転	乙	42. 3. 31
" 53 42. 3. 1	秋 葉 診 療 所	内, 産, 婦人	" 大字古河6277	秋 葉 豊 一	新 規 開 設	"	43. 3. 31
竜医 33 42. 3. 1	宮 本 医 院	外, 胃腸	竜ヶ崎市入地町182-4	宮・本 嘉七郎	"	"	"
北茨医14 42. 2. 1	大 川 原 "	小兒, 内, 耳鼻, 外	北茨城市中郷町小野矢指	大川原 康 夫	"	"	42. 3. 31
湊医 23 42. 3. 1	中 村 "	内, 小兒, 皮膚, 外, 放射線, 循環器, 吸器, 泌尿器	那珂湊市東塚原693	中, 村 雄 一	"	"	43. 3. 31
水医 151 42. 3. 1	千 波 診 療 所	内, 神経	水戸市千波町1799の10	石 川 一 郎	"	"	"
海医 27 42. 2. 1	片野外科胃腸科医院	外, 胃腸, 肝門, 内, 小兒, 皮膚	水海道市橋本町3571	片 野 素 道	住 所 移 転 開設者の変更	"	42. 3. 31
稲医 58 42. 2. 8	飯 泉 医 院	内, 小兒, 外	稲敷郡牛久町大字田宮	飯 泉 周 甫	再 指 定	"	"
" 59 42. 3. 1	内 田 "	産, 婦人, 皮膚, 耳 鼻咽喉	" " 富士山3475	内 田 義 雄	"	"	43. 3. 31
東医 63 42. 3. 1	汐 ヶ 崎 病 院	精神, 神経, 内, 放 射線	東茨城郡常澄村大字大串	高 沢 文四郎	"	"	"
" 1017 42. 2. 10	医療法人 城北病院	整外, 外, 内	" 常北町石塚1395	土 田 功 一	"	"	42. 3. 31
那医 42 42. 3. 1	岡 崎 外 科 医 院	整外, 胃腸, 皮 膚, 泌尿器	那珂郡大宮町上町263	岡 崎 久 雄	"	"	43. 3. 31

勝医 14 42.3.1	中 村 眼科医院	眼	勝田市武田泉町2丁目	中 村 重 雄	再 指 定	乙	43, 3, 3]
日医1008 42.3.1	医療法人全友会 山手病院	内, 胃腸, 循環器, 小 児, 外, 皮膚, 門 泌尿器, 脳神経, 肛門	日立市千石町2丁目	野 原 三千年	"	"	"
水医1014 42.3.1	茨城県立ひばり学園	整 外	水戸市吉沢町3979の3	岩 上 二 郎	"	"	—

歯 科

日歯 58 42.3.1	荒 蒔 歯科医院	歯 科	日立市金沢町大字杉西	荒 蒔 勝 邦	新 規 開 設	—	—
水歯 51 42.2.10	村 居 "	"	水戸市谷中町三丁目	村 居 亮 一	再 指 定	—	—
土歯 29 42.3.1	岡 田 "	"	土浦市栄町3099	沢 辺 秀 雄	"	—	—
行歯 23 42.2.5	松 金 "	"	行方郡潮来町延方	松 金 ま さ	"	—	—
筑歯 20 42.2.10	大久保 "	"	筑波郡大穂町大字若森	大久保 真	"	—	—

薬 剤

日薬 22 42.3.1	明 治 薬 局	薬 剤	日立市旭町2丁目8の5	萩 原 攸太郎	再 指 定	—	—
土薬 18 42.3.1	大 房 "	"	土浦市大字中1400	後 藤 洋	"	—	—
海薬 8 42.3.1	遠 藤 "	"	水海道市諏訪町2802	遠 藤 勝 江	"	—	—

太薬 7 42.3.1	菊池	"	"	常陸太田市内堀町2377の1	菊池 隆 男	"	／	／
西薬 14 42.3.1	(有)青木	"	"	西茨城郡友部町平町	代表者 青木 武 雄	"	／	／
稲薬 5 42.3.1	中島	"	"	稲敷郡牛久町田宮	中島 隆 子	"	／	／
筑薬 7 42.3.1	飯田	"	"	筑波郡筑波町沼田	飯田 泰 子	"	／	／
" 8 42.3.1	長島	"	"	" " 大字北条	長島 武 夫	"	／	／
真薬 5 42.2.20	古橋	"	"	真壁郡真壁町大字真壁	古橋 さ た	"	／	／
北薬 14 42.3.1	熊子	"	"	北相馬郡取手町台宿	小嶋 春 江	"	／	／
" 15 42.3.1	(有)タカノ	"	"	" 藤代町山王135	代表者 高野 純三郎	"	／	／

茨城県告示第350号

茨城県青果物市場条例(昭和37年茨城県条例第69号)第5条の規定により、昭和42年3月8日付で下記市場の開設を許可したので、同条例第16条の規定により公示する。

昭和42年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 名 称 米印青果市場
- 2 所 在 地 土浦市字田中町¹⁴⁶²₁₄₆₄番地
- 3 許可期間 昭和42年3月8日から昭和45年3月7日まで

茨城県告示第351号

昭和41年11月10日茨城県告示第1430号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づくニューカッスル病予防のための移入禁止区域等の指定の一部を次のように改める。

昭和42年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 群馬県佐波郡、新田郡、邑楽郡、太田市、館林市、埼玉県を加える。

茨城県告示第352号

家畜伝染病が下記のとおり発生及び転帰した。

昭和42年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

病 名	発生(決定)月日	発生羽数	転 帰	発 生 場 所
ニューカッスル病	3 月 8 日	98羽	死 亡 11羽 殺処分 87 "	筑波郡谷田部町
"	"	83 "	死 亡 15 " 殺処分 68 "	水戸市石川町
"	"	20 "	死 亡 15 " 自衛殺 5 "	" 見川町
"	"	78 "	殺処分 78 "	" 河和田町

累計 56,329羽

茨城県告示第353号

昭和42年2月2日茨城県告示第138号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づくニューカッスル病予防のための移動禁止区域等の指定の一部を次のように改める。

昭和42年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移動禁止区域中 筑波郡谷田部町福田坪、水戸市石川町4120番地から4171番地、見川町2131番地の190番から233番、河和田町1950番地から1970番地を加える。

茨城県告示第354号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和36年茨城県告示第1008号)の一部を次のように改める。

昭和42年 3 月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 福島県耶麻郡、埼玉県所沢市を削除する。

茨城県告示第355号

昭和42年 2 月 3 日付で谷和原村長中村静次郎から申請のあつた楯戸地区の土地改良事業は審査の結果適当と決定したので土地改良法第96条の 2 第 4 項で準用する同法第 8 条第 5 項の規定により、下記のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和42年 3 月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 縦覧に供する書類

- (1) 楯戸地区土地改良事業計画書
- (2) 谷和原村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

- 2 縦 覧 期 間 昭和42年 3 月27日から (22日間)
昭和42年 4 月17日まで

- 3 縦覧の場所 谷和原村役場
伊奈村役場

茨城県告示第356号

昭和42年 2 月16日付で守谷町大野土地改良区から申請のあつた定款変更を昭和42年 3 月 9 日認可した。

昭和42年 3 月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第357号

昭和42年 3 月 1 日付で生子営土地改良区から申請のあつた 定款変更を 昭和42年 3 月 9 日認可した。

昭和42年 3 月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第358号

昭和42年1月26日茨城県告示第79号による新利根川土地改良区の西代第二地区土地良事業は昭和42年3月9日認可した。

昭和42年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第359号

昭和42年1月26日茨城県告示第82号による江戸崎入土地改良区の内浦地区土地改良事業は、昭和42年3月9日認可した。

昭和42年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第360号

昭和42年1月26日茨城県告示第83号による新利根川土地改良区の柳浦地区土地改良事業は昭和42年3月9日認可した。

昭和42年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第8号

道路の通行の禁止、制限その他の交通規制(昭和36年茨城県公安委員会告示第5号)の一部を次のように改正し、昭和42年3月26日から施行する。

昭和42年3月16日

茨城県公安委員会委員長 宮 崎 慶 一 郎

最高速度の部中第194号の次に次の1号を加える。

195	県 道	水戸市向井町1731番地先から 同市常磐町6349番地先まで (向井町交差点から常磐陸橋入 口交差点まで)	1.4 キロメー トル	毎 時 40 キロメー トル	毎 時 40 キロメー トル	午前6時 から 午後10時 まで	水 戸
-----	-----	--	-------------------	-------------------------	-------------------------	---------------------------	-----

追越禁止の部中第29号の次に次の1号を加える。

30	県 道	水戸市常磐町5842番地先から 同所6349番地先まで (田口方前から常磐陸橋入口交 差点まで)	0.37 キロメー トル	終 日		水 戸
----	-----	---	--------------------	-----	--	-----

駐車禁止の部中第209号の次に次の3号を加える。

210	市 道	水戸市泉町4丁目1047番地先 から同市鳥見町962番地先まで (綿引果物店脇から高根方前ま で) 道路両側	0.07 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車を 除く)	水 戸
-----	-----	--	--------------------	-----	-----------------------	-----

211	市 道	水戸市天王町886番地先から 同市備前町845番地先まで (田村工務店前から田谷たばこ 店前まで) 道路南片側	0.1 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車を 除く)	水 戸
212	"	水戸市南町3丁目1番17号先 から同所2丁目1番2号先まで (磯山方前から大和田方前まで) 道路北片側	0.5 "	"	"	"

同部中

28	市 道	水戸市南町2丁目437番地先 から裡南町378番地先まで (岡崎家具店脇から魚庄司前十 字路まで) 道路両側	0.035 キロメー トル	午前7時30分 から 午後7時30分 まで	二輪の車両 を除いた全 車両。 ただし、貨 物の積卸し の場合を除 く。	水 戸
----	-----	--	---------------------	--------------------------------	--	-----

を

28	市 道	水戸市南町2丁目4番31号先 から同市梅香2丁目1番61号先 まで (岡崎家具店脇から平戸食品店 前まで) 道路両側	0.26 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車を 除く)	水 戸
----	-----	---	--------------------	-----	-----------------------	-----

に、

30	市 道	水戸市南町4丁目471番地先 から鷹匠町689番地先まで (鍋辰脇交差点角から坂場自動 車修理工場十字路まで。道路両 側)	0.05 キロメー トル	午前7時30分 から 午後7時30分 まで	二輪の車両 を除いた全 車両。 ただし、貨 物の積卸し の場合を除 く。	水 戸
31	"	同泉町1丁目1008番地先から 備前町828番地先まで。 (八百徳丁字路角から橋本内科 医院前十字路まで。道路両側)	0.08 "	"	"	"

を

30	市 道	水戸市南町2丁目4番31号先 から同所3丁目1番17号先まで (鍋辰脇交差点から磯山方前交 差点まで) 道路両側	0.15 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車を 除く)	水 戸
31	"	水戸市泉町1丁目1008番地先 から同市備前町845番地先まで (八百徳脇交差点から田谷たば こ店脇交差点まで) 道路両側	0.4 "	"	"	"

に

33	市 道 (雷神前 通り)	水戸市向井町1752番地先から元 山町1区5663番地先まで。 (オケキ花店前から沢田屋前交 差点まで) 道路両側	0.35 キロメー トル	午前7時30分 から 午後7時30分 まで	二輪の車両 を除いた全 車両。 ただし、貨 物の積卸し の場合を除 く。	水 戸
----	--------------------	---	--------------------	--------------------------------	--	-----

を

33	県 道	水戸市向井町1731番地先から 同市常磐町6349番地先まで (向井町交差点から常磐陸橋入 口交差点まで) 道路両側	1.4 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車を 除く)	水 戸
----	-----	--	-------------------	-----	-----------------------	-----

に

40	市 道 (梅香 入口)	水戸市裡南町378番地先から 大坂町286番地先まで。 (魚庄司前十字路から水戸復興 事務所前梅香通りまで。) 道路東片側 (復興事務所側)	0.22 キロメー トル	午前7時30分 から 午後7時30分 まで	二輪の車両 を除いた全 車両。 ただし、貨 物の積卸し の場合を除 く。	水 戸
----	-------------------	--	--------------------	--------------------------------	--	-----

を

40	削 除					
----	-----	--	--	--	--	--

に

67	市 道	水戸市泉町1丁目1132番地先 から鉄砲町1162番地先まで。 (志村病院前通り。道路西片側)	0.11 キロメー トル	午前7時30分 から 午後7時30分 まで	自 動 車 (二輪車を 除く。)	水 戸
----	-----	---	--------------------	--------------------------------	------------------------	-----

を

67	市 道	水戸市鉄砲町1724番地先から 同市泉町1丁目1132番地先まで (東京新聞水戸専売所協交差点 から美好野陶器店協交差点まで) 道路両側	0.11 キロメー トル	午前7時から 午後8時まで	自 動 車 (二輪車を 除く)	水 戸
----	-----	--	--------------------	------------------	-----------------------	-----

に

131	市 道	水戸市鳥見町942番地の4先 から 同市新鳥見町934の6番地 先まで。 (興和開発株式会社前から杉山 方前まで。) 道路東側	0.17 キロメー トル	午前7時30分 から 午後7時30分 まで	全 車 両 (二輪車を 除く。)	水 戸
-----	-----	--	--------------------	--------------------------------	------------------------	-----

を

131	削 除					
-----	-----	--	--	--	--	--

に改める。

一方通行の部中第19号の次に次の 7 号を加える。

20	市 道	水戸市南町 2 丁目 2 番 37 号先 から同所 3 丁目 2 番 20 号先まで (大久保医院前から沢田外科医 院前方向への一方通行)	0.5 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車を 除く)	水 戸
21	"	水戸市泉町 1 丁目 995 番地先 から同市元山町 6152 番地の 2 先 まで (森田医院前から沢田屋雑貨店 方向への一方通行)	0.75 "	"	"	"
22	"	水戸市鳥見町 977 番地先から 同市大工町 1057 番地先まで (鳥田屋魚店前から鍋屋本店協 方向への一方通行)	0.08 "	"	"	"
23	"	水戸市鳥見町 955 番地先から 同所 968 番地先まで (三業組合事務所協から石田モ ーター前を経てあたみ旅館 方向への一方通行)	0.2 "	"	"	"
24	"	水戸市荒木町 1205 番地先から 同市裡五軒町 1190 番地先まで (広瀬ナショナル前から志満津 北館前方向への一方通行)	0.16 "	"	"	"
25	"	水戸市裡五軒町 1195 番地先か ら同所 1194 番地先まで (茨城建物株式会社協から久保 商店協方向への一方通行)	0.06 "	"	"	"
26	"	水戸市泉町 1116 の 5 番地先か ら同所 1116 番地先まで (茨城トヨベツト水戸ステーシ ョン前から日本勧業銀行協方向 への一方通行)	0.07 "	"	"	"

同部中

10	市 道	水戸市梅香 2 丁目 2 番 42 号先 から同市南町 2 丁目 2 番 32 号先 まで (花咲生花店前から羽田食堂協 方向への一方通行)	0.47 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車を 除く)	水 戸
----	-----	--	--------------------	-----	-----------------------	-----

を

10	市 道	水戸市泉町 2 丁目 1038 番地先 から同市南町 2 丁目 2 番 32 号先 まで (日本生命茨城支社協から天王 町遠藤方前を経て羽田食堂協方 向への一方通行)	1.1 キロメー トル	終 日	自 動 車 (二輪車を 除く)	水 戸
----	-----	--	-------------------	-----	-----------------------	-----

に改める。

軌道敷内通行可の部を削る。

横断歩道の部中第737号の次に次の 3 号を加える。

738	国 道 123号線	東茨城郡桂村大字阿野沢168番地沢山小学校入口	水 戸
739	〃	水戸市渡里町2328番地山崎商店前から同市堀町1051番地桜井食品 店前まで	〃
740	〃	水戸市袴塚町3丁目2588の1番地海保洋服店前から同町4丁目26 00番地まるこやガソリン店前まで	〃

同部中

11	1 級 国 道 6号線	水戸市大手町1の26番地宇野豊成方前から大手橋階段下まで	水 戸
----	-------------------	------------------------------	-----

を

11	削 除	
----	-----	--

に

37	2 級 国 道 122号線	水戸市泉町1丁目1000番地市橋祐造方前から同町1131番地宮川 卓次方前まで	水 戸
----	---------------------	--	-----

を

37	削 除	
----	-----	--

に改める。

左(右)折禁止の部中第44号の次に次の16号を加える。

45	水戸市元山町6152番地の2 沢田屋前交差点	大工町方面から鳥見町方面へ の左折, および千波町方面から 鳥見町方面への右折を禁止	自 動 車 (二輪車を 除く)	水 戸
46	水戸市大工町1057番地鍋屋 本店前交差点	南町方面から鳥見町方面への 左折, および向井町方面から鳥 見町方面への右折を禁止	〃	〃
47	水戸市鳥見町962番地 高根 方前丁字路	泉町方面から天王町方面への 左折を禁止	〃	〃
48	水戸市鳥見町942番地の4 興和開発前交差点	泉町方面から新鳥見町方面へ の左折, および新鳥見町方面か ら泉町方面への右折を禁止	〃	〃
49	水戸市新鳥見町934番地杉 山産業前交差点	泉町方面から備前町方面への 左折, および天王町方面から備 前町方面への右折を禁止	〃	〃
50	水戸市天王町905番地太万 川屋前交差点	泉町方面から天王町方面への 右折, および釜神町方面から天 王町方面への左折を禁止	〃	〃
51	水戸市備前町832番地 橋本 内科前交差点	泉町方面から南町方面への左 折, および釜神町方面から南町 方面への右折を禁止	〃	〃

52	水戸市備前町 834 番地水戸三洋前交差点	泉町方面から天王町方面への右折, および釜神町方面から天王町方面への左折を禁止	自動車 (二輪車を除く)	水戸
53	水戸市南町3丁目6番11号小田部方前交差点	泉町方面から天王町方面への右折を禁止	"	"
54	水戸市南町3丁目6番40号坂場自動車修理工場前交差点	南町方面から備前町方面への右折, および梅香方面から備前町方面への左折を禁止	"	"
55	水戸市南町3丁目2番20号沢田外科前丁字路	南町3丁目方面から同町2丁目方面への左折, および梅香方面から南町2丁目方面への右折を禁止	"	"
56	水戸市南町3丁目1番43号井坂病院前交差点	南町2丁目方面から藤沢小路方面への左折, および梅香方面から藤沢小路方面への右折を禁止	"	"
57	水戸市鳥見町 968 番地あたま荘脇丁字路	天王町方面からの左折を禁止	"	"
58	水戸市裡五軒町1194番地久保商店前丁字路	藤坂町方面から泉町方面への右折, および三の丸方面から泉町方面への左折を禁止	"	"
59	水戸市泉町1116番地日本勸業銀行前交差点	向井町方面から裡五軒町方面への左折, および柵町方面から裡五軒町方面への右折を禁止	"	"
60	水戸市裡五軒町1190番地志満津北館前丁字路	上金町方面から藤坂町方面への右折, および泉町方面から藤坂町方面への左折を禁止	"	"

公 告

●地籍調査の成果の認証について

猿島郡三和村のうち大字上片田及び駒込, 土浦市のうち手野町, 白鳥町, 菅谷町, 神立町の一部における地籍調査の成果は, 国土調査法第19条第2項の規定に基づき, 国土調査の成果として昭和42年3月9日認証したから, 同法第19条第4項の規定により下記のとおり公告する。

昭和42年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 調査を行なった者の名称
猿島郡三和村
土 浦 市
- 2 調査を行なった期間
三 和 村

昭和39年2月22日から昭和40年3月25日まで

土 浦 市

昭和35年5月15日から昭和40年2月25日まで

3 成 果 の 名 称

猿島郡三和村の地籍図及び地籍簿

土浦市の地籍図及び地籍簿

4 調査を行なつた地域

猿島郡三和村大字上片田及び駒込

土浦市手野町, 白鳥町, 菅谷町, 神立町の一部

5 認証年月日及び認証番号

昭和42年3月9日

茨城県地籍第37号(三和村)

茨城県地籍第38号(土浦市)

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので次のとおり公告する。

昭和42年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起 業 者 の 名 称 茨 城 県

2 事 業 の 種 類 一般県道大村石下線, 境石下線石下橋架替工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

結城郡石下町大字本石下字寺浦, 西上組, 西原, 堤外, 上宿, 浦宿, 中宿, 川端, 下宿, 渡船場

〃 〃 大字新石下字河原, 愛宕前, 陳屋敷, 寺浦, 芝原, 大正内, 側鷹

〃 〃 大字篠山字小道沖, 小道押, 薬師沖, 十王沖, 十王押, 薬師前, 十王, 十王前, 小道口, 向越戸, 堰場, 東, 峯下, 峯前, 佐伝治, 一の割, 屋敷下, 切替, 四畝割, 谷原, 本田, 沼田, 浦山, 鍛ヶ入, 元歩, 寺野, 道上, 三夜下, 三夜西, 三夜前, 吹上, 袋内, 寺野, 峯, 相の谷

〃 〃 大字向石下字船戸下, 飯塚, 間の谷, 御殿前, 沼後, 弁天, 十八人割, 西館, 橋場, 大手, 船戸, 城廻, 御城, 前谷津, 十二天, 一盃, 窪, 人丸, 堂前, 台, 東浦, 屋敷, 溜井, 屋敷下, 裏門, 柳戸, 後田, 谷中, 西館下, 北下, 並木下, 新畑, 狐

山, 狐山下, 美ノ輪, 袋内, 美ノ輪山, 美ノ輪
台

結城郡石下町大字杉山字柳戸, 登戸, 登戸下, 杉ノ下, 登戸前, 宿前,
宿, 狐橋上

〃 〃 大字蔵持字原山, 上原山, 上原下

4 立ち入ろうとする期間

昭和42年 3 月20日から

昭和42年 9 月20日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので次のとおり公告する。

昭和42年 3 月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 東 海 村

2 事業の種類 東海村都市計画街路Ⅱ等3類2号線第二種改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

那珂郡東海村大字舟石川字新田前, 正神前, 中通, 大久保美, 台, 松下,
合の久保, 鳥内, 西荒工

〃 〃 大字船場字横谷津, 新田前

〃 〃 大字村松字真砂山, 七里松原, 東川根, 真崎浦, 南川根, 平
原, 山中, 松崎, 洞内, 井戸尻, 御所内, 野上,
勝木田, 中丸, 藤ヶ作

4 立ち入ろうとする期間

昭和42年 3 月22日から

昭和42年12月31日まで

●土地区画整理審議会委員の選挙期日

水戸都市計画事業復興土地区画整理事業の施行に伴つて設置される水戸都市計画事業復興土地区
画整理審議会委員の選挙期日を下記のとおり定めたから, 土地区画整理法施行令(昭和30年政令第
47号)第19条の規定により公告する。

昭和42年 3 月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

選挙期日 昭和42年 5 月28日

●公債証券償還

鹿島臨海工業地帯開発組合 交付公債証券 第1回発行(第5次償還分)第2, 第3, 第4回発行(第4次償還分)第5, 第6, 第7回発行(第3次償還分)第8, 第9, 第10回発行(第2次償還分)第11, 第12, 第13回発行(第1次償還分)の元金を次の方法により抽せん償還します。

昭和42年3月16日

鹿島臨海工業地帯開発組合

管 理 者 岩 上 二 郎

1 抽せんの日時

昭和42年4月7日午前11時

2 抽せんの場所

鹿島郡波崎町大字太田三番蔵3966番地

波崎町立第三中学校

3 抽せんの方法

抽せんは風車式抽せん器を使用し、あらかじめ各券種の証券番号を組み合わせた籤番号で抽せんを行なう。当せん番号は各券種共通とする。

4 償 還 額

第1回発行 116,240千円以内とする。

第2回発行 18,000千円 //

第3回発行 22,250千円 //

第4回発行 24,380千円 //

第5回発行 19,250千円 //

第6回発行 51,750千円 //

第7回発行 53,410千円 //

第8回発行 5,380千円 //

第9回発行 7,380千円 //

第10回発行 8,500千円 //

第11回発行 13,000千円 //

第12回発行 22,500千円 //

第13回発行 38,000千円 //

5 償 還 期 日

昭和42年5月15日

雑 報

●市町村長の当選

2月28日に行なわれた茨城町長選挙の結果、次の者が当選した。

荻 津 正 夫

2月28日に行なわれた旭村長選挙の結果、次の者が当選した。

栗 田 正

2月28日に行なわれた麻生町長選挙の結果、次の者が当選した。

小 沼 幸 蔵

2月28日に行なわれた潮来町長選挙の結果、次の者が当選した。

高 田 明

* 県政の総覧 ～ 県民の六法 *

◆ 茨 城 県 報 ◆

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は，昭和40年5月1日から送料とも1ヵ月150円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1 5 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所